

第 1 3 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 6 年 1 月 2 3 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 4 時 5 分

【場 所】 すこやかセンター伊野大会議室

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	(欠員)	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	川村 奈央	曾我部義晴	(欠席) 隅田明
	(欠席) 長崎讓	細川 治雄	山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	弘瀬 和子	山中千代子	
	佐藤 廣志	北川 一海	伊東 誠	
	(欠席) 山本高裕	(欠席) 岡田桂	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	森木 香帆	津野 加奈

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	岡林 弘

高知県

市町村合併支援室
岡 里香

傍聴人

1 0 人 (うち報道関係者 2 人)

【 1 開会 午後 2 時】

本山事務局長：第 1 3 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行をさせていただくのでよろしく願います。

【 2 会長挨拶】

会長：皆さん、本年もよろしくお願します。本当に寒くなり、新聞紙上を拝見すると、昨日は「真冬日」といった記事も載っていた。マイナス 7 度というのは冷凍庫の中にいるんじゃないだろうかという思いだが、先ほど本川村の皆さんにお聞きすると「こたつへ入った熱燗はうまいぜよ」ということなので、体の芯から暖めている様子がわかる。伊野町においては、つい最近、「菜の花まつり」一足早い春の便りを皆さんに香りをかいでいただいた。多くの皆さん方に出ていただき、その中での話も、やはり合併といった問題が多く語られた。

1 2 回を重ね、大きな課題は皆さんのご同意をいただき、これから 1 回 1 回細部を詰めていっていただきたいと思います。そういったことから、この合併協議会が 2 月 2 4 日を一つの案として、調印式を行いたいと思っている。知事さんに立会をしていただくという主旨のもとから、知事さんの日程を繰ってみると、2 月 2 4 日の午後が空いていたということから、それを今日、皆さん方に案としてお示しをさせていただきたいと思います。

また、多くの傍聴の皆さま本当にありがとうございます。伊野町、吾北村、本川村でこういった協議会をやる中で、多くの皆さんに傍聴していただき、本当に感謝をしている旨、申し述べ、開会の挨拶とする。

【 3 会議録署名委員の指名】

会長：西川にしがわかずこかず子君、川村かわむらなほ奈央君を指名し、願います。

【 4 議 題】

会長：本日の出席委員は、4 名の方から欠席の届け出があり、3 9 名中 3 5 名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただいております。伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 1 0 条第 1 項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第 1 0 条第 2 項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：議題に移る旨宣告する。

《報告事項》

議長：報告第 1 3 号「いの町建設計画」の県との事前協議の結果について

新町建設計画の作成については、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 4 項において、県との協議が必要とされていることから、前回協議会においてご同意をいただいた建設計画案をもって、県との協議を行ったので、事務局から説明を求める。

土居内計画班長：「いの町建設計画」については、先月の第 1 2 回協議会においてご同意をいただいたが、この案をもとに県との事前協議を行っている。協議結果については、資料 2 ページのとおり意見がない旨の回答をいただいている。

この後県との正式協議を行い、合併調印式の日までには手続きが完了するように予定をしている。

議長：事務局の説明に対して何かご質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、「いの町建設計画」の県との事前協議の結果についての報告を終わる。

《協議事項》

議長：協議事項に入る旨宣告する。

協議第52号 合併協定書（案）について事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：説明に入る前に、配布させていただいている資料訂正の正誤表について説明する。

合併協定項目については、昨年1月の合併協議会設立総会において、基本的協定項目、合併特例法に記載されている協定項目、その他必要な協定項目の22項目及び各種事務事業の取扱いの19項目、そして新町建設計画が同意され、第2回から第12回の協議会において、全ての項目について協議され、調整方針が同意されている。

そこで、これまでの協議結果を「合併協定書」という形にとりまとめて、次回の協議会において、3町村による合併協定書の調印式を行うことになる。

本日、お示ししている合併協定書（案）は、この1年間において、毎月開催された協議会での調整方針に基づいて作成しているが、調整方針では、それぞれ表現内容が統一されていない部分等があったので、調整内容や趣旨が変わることの無いよう留意しながら、そういった部分を修正させていただいている。

また、協議していただいた調整方針と若干相違した内容に修正した項目もあるので、「合併協定書作成における修正箇所及び内容」の資料を添付している。

文章、文言の修正として、基本的に「新町において」を「合併後」に、「平成16年10月1日」を「合併の日」に、「するものとする」を「する」等に、「については」を「は」に、「について」を「」に修正している。

資料の2枚目「合併協定書作成における修正箇所及び内容」及び、合併協定書（案）1ページより順次説明する。

合併協定書（案）2．合併の期日について、調整方針では「諸条件を総合的に勘案して」としていたものを「合併の期日は、」に修正させていただいている。4．新町の事務所の位置について、「新町の事務所の位置は、住民の利便性を確保することを優先するとともに、官公署との連携、交通網の利便性、町としての機能の充実、社会資本の整備状況等総合的に判断して、概ね5年以内に伊野町に建設するのが望ましい。」としていたものを、位置を明確にするという意味から「判断して、伊野町1700番地1とする。なお、新庁舎は、おおむね5年以内に伊野町に建設する。」に修正させていただいている。

3ページ、地方税において「たばこ税」について、ご協議いただいたが、たばこ税の税率は、地方税法において定率に設定されており、協定書に記載不要であると判断から調整方針を削除している。

10ページ（13）チャイルドシート貸付事業について、調整方針では、「新町に

において、現在使用しているチャイルドシートが使用可能な限り事業を実施し、使用できなくなった時点で順次更新する。」としていたが、事業は引き続き実施するという方向であるので、文言を簡潔に「伊野町の例により合併時に統一する。」と修正させていただいている。

11ページ(37)老人クラブ活動等補助について、調整方針では、「事前に調整のうえ、合併時統一する。」としていたが、合併時ではすでに補助金等は決定されているので、他の補助金の取扱い同様「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。」とした。

17ページ、23-7 納税関係の取扱いについて、この項目については、協議会の中では取り扱っていなかったが、協定項目10の「地方税の取扱い」の中で税一般でご協議いただいた内容が、納税関係の取扱いということになっていたため、この項目にその協議内容を記載させていただいている。

以下「合併協定書作成における修正箇所及び内容」のお示しのとおり修正しているが、なお、協定書を読み上げさせていただき、提案とするのでご協議をお願いします。

協定書読み上げについては、天野班長及び森木班員で行う。

天野推進班長：合併協定書(案)1~9ページを朗読

森木推進班員：合併協定書(案)10~22ページを朗読

議長：午後3時1分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後3時13分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：12回の法定協議会を重ねる中で、一つひとつ皆さま方のご意見をいただきながら決定したことを事務局がまとめ上げたものである。協定書(案)について、何か質問はないか問う。

中平一三：3ページの納期は、次のとおり設定する。という中に7月の納期が7月30日となっているのは、7月31日ではないかと思うが、7月30日が正当なら理由をお願いしたい。

議長：事務局から机に配布された正誤表のとおり、31日が正解で、30日が間違いといったことを報告を受けている。

岡林富男：確認のための質問である。社協の合併協議会は、合併によって福祉の後退は許されないという基本方針のもとに、吾北村、本川村で実施している介護事業は、継続するという方向で検討してきた。そのことは10月24日のこの席でもご報告申し上げて、本会議で、社協合併協議会の方針を了承いただいたもの、あるいは合意をいただいたものと私たちは認識をしているわけである。ところが、合併協議会だより第10号によると、単に、「社会福祉協議会の合併協議会の中では、吾北地区、本川地区の介護事業は続けていきたいという方針が出されています。」ということだけ書いてあって、この会で合意をしたと、社協がやれということは、明記されていないわけである。この文章から見る限り、「出されています。」という表現で終わっているため、これは社協が勝手に介護保険事業をやっているという形になると思う。

議長：事務局に説明を求める。

本山事務局長：資料を取りに行くので少しお待ちください。

議長：岡林委員、少しお待ちください。

他にご質問はないか問う。

浜田孝介：協定書の内容というより、不安というか心配があるので確認させていただきたい。9ページ、電算システムについてであるが、合併時に電算システムの統合を図るということで、まだだいぶ時間もあるし、努力もしてくれていると思うが、システムを新しく構築してテストランを何回か繰り返すわけであるが、大丈夫であろうかという不安があるので確認する。いって途中で混乱をおこすと大変なことなので、慎重にも慎重を記してやっていくべきだというふうに思っているが、今の進捗状況からして、この電算システム統合というのは順調にいける見通しなのかお尋ねする。

土居内計画班長：電算システムの統合については、協議会の方で予算計上して現在、事前調査という形で、業者の方に調査作業を進めていただいている。その中で3町村それぞれ現行の電算システムに相違があるので、そういった問題点を洗い出しをして、方針を決めているところである。方針を逐次決めているので、その方針に従って、後は合併の廃置分合の議決が各3町村で得られた後に、電算システム統合にかかる正式な予算について、議会の方に予算を提出させていただき、それで実際の作業に移っていくということになる。合併まで予算計上して実質半年ぐらいになると思うが、その間の中でスムーズに移行作業ができるように現在スケジュール等を精査しながら作業の方を進めているところである。

議長：事務局、岡林委員の質問に回答をお願いします。

本山事務局長：岡林委員さんの質問は、社会福祉協議会が吾北地区、本川地区においては介護事業をやるということの確認をしておくということであるか問う。

岡林富男：合併協議会の席で、介護保険を社協がやるということ合意をいただいたと私たちは思っているわけだが、協議会だよりによると合併協議会では、やるということ協議しているという表現しかなかったわけである。そうすると、この会が認めるも認めないも何も書いてなかったわけであるが、私たちは、この会で社協がやればよいということ認めていただいたと認識をしているわけであるが、あのたよりを見る限りは、認めたような形になっていないわけで、とりよによって社協が、勝手に介護保険をやっていると取れないこともないわけである。その辺を確認したいと思い質問をしたわけである。

議長：介護保険事業そのもののあり方は、伊野町、吾北村、本川村、それぞれ考え方が違うと思う。また、伊野町の介護保険と吾北村、本川村の地理的な部分が多く変わると思う。となると、民間の一般参加といったものが、経営的になるのかどうか、そういったところを判断されて吾北村、本川村は、まずは一時的に社会福祉協議会に委託したといった経過があるのではないかと私は、想定をする。そういった中で、今、介護保険を永遠に社会福祉協議会が続けるのかということ、それはまた社会福祉協議会の中の問題も一つあるかと思う。社会福祉協議会が一つの町で一つの社協なので、その中でこういった方向を出すのかといったのは、私たちのこの世界でなくして、社会福祉協議会の世界ではないかというふうに認識するし、基本的には、福祉の後退はおこさないといった話は、この皆さんで結論を出したところである。

岡林富男：これは、お願いにもなるわけだが、最近、社協は介護保険事業のような営利

事業をするべきではない、民間にやらせたらよいと、あるいは、社協がやっている介護保険事業が赤字になったら、それは社協の責任だから社協の理事は責任をとったらよいというようなご意見も聞くわけである。

そのような声のある中で、社会福祉協議会は合併協議をしてきたわけであるが、本川村の介護福祉事業が村の委託で実施されているということの経緯を考えた場合に、人数の問題とか地理的な問題とかあって、当然これは赤字で現在まで村がその補填をしてやってきたわけである。合併して同じ社協の中で、お互いに助け合ってやっていこうじゃないかということで、社協の合併協議会では介護保険事業をやろうということになったわけであるが、協議会の中ではそんなことで社協が介護保険事業をやるとしたら理事のなり手がないと、赤字になった時に理事が責任をとらなければいけないといったら理事になり手がいないという意見も出ているわけである。それから介護保険事業そのものを見直したらという意見もあるわけで、社協の合併協議会はその辺で非常に迷っているわけである。

本川の経緯を考えていただいたら、吾北は他の業者が入っても儲けになるからやるかもしれないが、本川村はどこも入るところがない。そうやってきた時に同じ町内で、業者に任したらいいという形をとると、本川は切り捨てということにもなりかねないわけである。そういうことがおこらないように私たちはしなければいけないのではないかと、お互いに助け合ってやっていこうという考え方で、社協の合併協議会では、介護保険をやらなければいけないというような方向で検討しているわけだが、このままで行くと非常に介護保険の先行きが危ぶまれると思うわけである。

だから、本川村の介護保険を委託事業でやっていたという経緯をお考えいただいて、その辺のことを行政側としても何かお考えいただきたいというお願いである。

議長：基本的に福祉の後退はしない。つまり、本川の介護を止めるといった話は全くしていない。同じように介護サービスが受けれる状態を続けようというのが、皆の意見が一致しているところである。その中で、どこの事業者が介護サービスをするのか、ここの問題だと思う。つまり、民間の算入がないとなれば今のままでやるしかないわけだし、民間の算入があって、新しい町の一財を継がなくてもできるといったことになれば、自然にそういった方向になるのではないかと思う。今すぐに本川村の介護を社会福祉協議会から取り上げてやるといった思いは、誰一人持っていない。それはご理解を願いたいと思う。

北川一海：関連して、会長の話がよくわからないのだが、わかったようでわからない、聞きたいところが聞けていない、ずばり申し上げるが、今、岡林委員が言っているのは、具体的に赤字が出た時に誰が責任をとるかという問題、そういうようなことをもう少し愛情を込めた記述があっただけでしかるべきではなからうかと私は思う。皆、社協にしても一生懸命やっているわけで、一生懸命やってもなおかつ事業の状況で赤字が生ずることがあると思う。

吾北のことを例にとると、介護保険を始めた時に、私は吾北の村長に、山坂有り、なかなか事業効果も上がらないという実態を申し上げ、その時には何とかしてほしいというお願いをしたが、幸いなことに順調にあって、運用資金についても村の応援もいらずになんとかやってきた。しかし、今一番心配することは、少子高齢化社会で、どんどん需要が、要求が増えている、そういう段階で、黒字になれ

ばよいが、赤字になった時に、岡林委員が言われたように誰が責任をとるかという問題があるかと思う。そこはやはり、首長である町の方が親心を持って一つその辺は対応をしてほしいと、こういう記述があつてしかるべきではなからうかと、私は思う。

一応社会福祉協議会の項目には、「委託事業云々」と書いてあるが、介護保険は具体的に書いていないが、非常に事業量からいうと大きな事業が入っているので、その辺を親身になって考えてほしいと思う。

23 - 15 (2) 学校給食のことが書いてあるが、この前のお話では、吾北村は学校給食を始めるんだということを確認聞いたと思うが、その記述がないのだがどうなっているのか。

それから、健康づくりを推進していくということで、各町村とも力を入れているわけだが、21ページの23 - 16 (2) スポーツ関係、ここにもスポーツの振興とかということが記述されていない。スポーツを振興して健康づくりをして元気な体で地域社会へ貢献していくと、そういうようなことがあつてもいいんじゃないかと思うが、何か今ひとつ痒いところへ手が届くような、そういう記述があつてもいいんじゃないかと、そういうように思う。

以上、3点を質問する。

議長(会長): 私の方から、1点目の介護保険について説明する。

私の思いと皆さんの思いは一致していると思うが、今の時点で赤字になったから町がお金を出さない、そういった考え方は皆持っていない。そういったことから社会福祉協議会の中で運営をどうしていくのか、こういったことは合併ご検討すべき課題であるということ、先ほどの私の説明の中で申したところである。ただちに、本川村の今まで抱えていた問題をうち切るといった思いではないということをご理解願いたい。直ちに一財をつぎ込むことを止めるといったことではない。ただ、社会福祉協議会の中でも検討していただく課題であるというふうに認識している。

2点目の学校給食について、吾北村の記述がないというご質問もあったが、計画の中で給食センターを建設するといったものもあるし、今の時点では、吾北は給食がないので引き継いで、合併後給食センターができないと給食ということにならないので、「合併後調整する。」といった表現になっていると思う。

本山事務局長: 23 - 16 (2) のところで、「講習会等において統合できるものは合併後速やかに調整し、」というところで、今言われましたようなところについて、前向きの姿勢で検討していくという考え方の記述である。個々の例を挙げて表記はしていないが、この中で言われたことについては、前向きに取り組んでいくという確認は3町村で行っているの、こういう表現になっている。

北川一海: 「スポーツの振興」という文字が私はほしいわけである。やはり、青少年の非行化とかいう問題がある中で、スポーツの振興ということは、健全な身体には健全な精神が宿るといような言い伝えもあるわけで、そういうことで、そういう表現をしておく方がいいのではないかと思う。これは対外的にも公表されることなので、そういう点で、特に伊野は昔から伊野中の野球でも然り、相撲でも然り、スポーツの振興に力を入れておるところなので、やはりカラーを字句に表したらいいのではないかというふうに思う。

議長：これは協議をして異議がないというふうになっていると最初聞いたが、追加はできるか事務局に問う。

本山事務局長：そういうことも含めて、協議をしているので、表現の仕方であろうと思う。付けるとするなら、「新町に引き継ぎ、またスポーツの振興についても、合併後、検討する。」とかというような表現になるのかと思うが、協議は言われたような形で進んでいるので、表現の仕方、まとめ方というふうになるかと思う。

議長：そこは県の方と調整できるか。

本山事務局長：まだ十分できる。

議長：事務的には、まだできるということであるが、大きな字句の訂正ではない。スポーツの振興といったものを表現するといった、北川委員の案が出たが、皆さま方のご意見をお伺いしたいと思うが、いかがなものか。

委員：なしの声

議長：特にないようであれば、事務局に任していただけるか。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、事務局の方に任せていただく。

本山事務局長：全体を通して、今日ご説明を申し上げたが、説明をする中で感じたことは、特に10ページ、23-3福祉関係で、それぞれの表現の仕方について、他のページとの関連性をみると、例えば「老人保健医療事務は、現行のとおり新町に引き継ぐ。」というような形の方が、全体的なバランスがいいのかなというところが見受けられるので、表現について、若干、次の調印式までに調整させていただく部分が出てくるかと思うので、ご了承お願いしておきたいと思う。

議長：事務局の方に、表現について、これも調整を任せていただきたいと思う。他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することにご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：ご異議なしと認め、協議第52号 合併協定書（案）については原案のとおり同意された旨宣告する。なお、原案は原案として、後、事務局に任された分については、調整をさせていただきたいと思う。

《その他》

議長：「その他」についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

別役総務班長：合併協定調印式の式次第について説明する。

平成16年2月24日、火曜日、午後3時から、吾北村中央公民館2階大ホールにおいて、先ほどご同意いただいた合併協定書の「合併協定調印式」を執り行う。式の進行については、資料のとおり進めさせていただきたいと考えている。開会、3町村の合併に向けた取り組みの経過について報告、合併協定書の調印（3首長の署名、押印をもって協定書の調印が整う）後に、立会人署名として、協議会の委員の皆さまと、また、当日来賓としてお招きする予定である高知県知事様等には、合併調印式の立会人としての署名をお願いしたいと思うので、よろしく願います。その後、主催者あいさつの後、来賓の方から御祝辞を頂戴し、閉会という運びにな

るので、委員の皆さま方におかれては、日程調整をよろしく願います。

第14回協議会の開催については、平成16年度の協議会の事業計画並びに当初予算等につき、皆さまにご審議をお願いすることになるが、3月は各町村で3月議会も開催されることから、日程調整中であるので、調整がつき次第、連絡をさせていただきますのでご了承願う。

○議長：その他について質問はないか問う。

○筒井静一：式次第の中で（４）立会人署名があるが、調印式の日、事情によってどうしても参加できない場合はどうしたらよいかお伺いする。

○別役総務班長：事後に署名をいただきたいと考えるがそれでよろしいか。

○議長：事後といった説明があった。他に質問はないか問う。

○委員：なしの声

○議長：「その他」について終了する旨宣告する。

○会長：長時間にわたりご熱心にご審議いただいたお礼を述べる。13回合併協議会も滞りなく終わることができた。後は、皆さま方のご意見をいただき、事務局そのものが県との調整を行い、2月24日の高知県1番の、1番バッターとしての調印式を行いたいと思うので、皆さま方もお体を御自愛され、寒い中公務に励んでいただきたいと思う旨を申し上げ、第13回協議会の閉会を宣言する。

【5 閉 会 午後4時5分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 16年 2月 24日

議 長

福田 姫

署名委員

西川 かず子

署名委員

川村 奈央